

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休む、
がと、
日る、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
保険薬剤師の登録()
保安林の指定の解除予定(森林保全課)
土地収用法による土地の立入り(管理課)
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 海 区 漁 調 漁業法による公聴会の開催
- ◇ 委 告 示 条件付一般競争入札の実施(管理課)
公募型指名競争入札の実施()

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六一一	平成七年七月三日
清水歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	平成七年七月七日
坂口内科	米子市尾高町一一二	平成七年七月十五日
たけし歯科クリニック	境港市外江町一六二五	々
ヘルスプラザ薬局	東伯郡三朝町大字大瀬一〇八九一五	平成七年七月十日

鳥取県告示第五百二十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
保険薬剤師の登録()
保安林の指定の解除予定(森林保全課)
土地収用法による土地の立入り(管理課)
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 海区漁調 漁業法による公聴会の開催
- ◇ 委告示 条件付一般競争入札の実施(管理課)
公募型指名競争入札の実施()

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六一一	平成七年七月三日
清水歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	平成七年七月七日
坂口内科	米子市尾高町一一二	平成七年七月十五日
たけし歯科クリニック	境港市外江町一六二五	々
ヘルスプラザ薬局	東伯郡三朝町大字大瀬一〇八九一五	平成七年七月十日

鳥取県告示第五百二十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
下 雅 意 直 子	鳥 葉 第 九 三 六 号	平 成 七 年 六 月 十 四 日
森 下 優 子	鳥 葉 第 九 三 七 号	〃
法 橋 加 寿 子	鳥 葉 第 九 三 八 号	平 成 七 年 六 月 二 十 二 日

鳥取県告示第五百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字浅井川東二〇三三の四・二〇三四の三・字浅井本谷一九四四の三〇・一九四四の三一・一九四四の三三（以上五筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 二一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の三〇・一九四四の三一・一九四四の三三（以上三筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧架空送電線路 中国第二東幹線新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
日野郡日野町本郷字大津恵、字大平、字奥津恵及び字赤神、高尾字小吹ノ向、字小吹ノ上ミ井手下モ、字小吹ノ上ミ井手上エ、字中河原、字清水場、字丹後畑、字上ヘノ山、字シシノヌタ、字小吹ノ上ミ御崎谷、字曲り道、字駄床及び字倉谷大塚、濁谷字流田ノ四、金持字寸ケ平、字ノメラ谷下モ平、字妙見谷、字梨子ノ木畑、字中山、字湯谷上ミ平、字上ミ土居谷、字樫谷尻、字樫谷中、字樫谷奥、字野々尾ノ向下タ、字野々尾ノ向上エ及び字平ル畑右並びに板井原字谷尻、字鉦床、字仲谷尻、字カラスヒ谷、字畑谷尻及び字峠根山内地内
- 四 立ち入ろうとする期間
平成七年七月十八日から平成八年十月二十日まで

鳥取県告示第五百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月六日 鳥取県指令受米土維第一六九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生新田二丁目五五及び五六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生四一

皆広 正夫

鳥取県告示第五百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年三月二十二日 鳥取県指令受米土維第一一九五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢一九一七七六一一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳五四一

宮吉 学

鳥取県告示第五百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年六月二十一日 鳥取県指令受都計三一三第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字布袋字砂子及び大字稻常字向河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市河原町一七七〇

株式会社いない

代表取締役 稲井 範行

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

平成七年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年七月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成七年七月二十日（木） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
三 議題 第十七回参議院議員通常選挙の投票票速報について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年七月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名又は名称	豊九産業株式会社				
	住所	名古屋市中村区长戸井町3丁目12番地				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間	
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号 不該当機	C R 竜士伝説 Z	豊九産業株式会社	500194	7年7月18日 から3年間
	〃	〃	C R コマコマ倶楽部 3	〃	500251	〃
	〃	規則第6条第1号 口該当機	U F O 伝説	〃	520154	〃

〃	〃	C R T ニーゴフ ントム	〃	520240	〃
---	---	-------------------	---	--------	---

申請者	氏名又は名称	株式会社パル工業				
	住所	大阪府吹田市南金田2丁目28番14号				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間	
	胴式回遊機	規則第6条第2号 不該当機	パワーボム	株式会社パル工業	540183	7年7月18日 から3年間
	〃	〃	パワーゴリラ	〃	540204	〃
	〃	〃	キングアロー	〃	540238	〃

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

区画漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べると、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成七年七月十八日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

一 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成7年7月24日 午後一時から	鳥取市青葉町三丁目一一一 鳥取県漁業協同組合連合会会議室

二 案件
鳥取海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び区画漁業の地元地区の事前決定について

三 公述者
公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を平成7年7月21日午後五時までに鳥取海区漁業調整委員会に提出する。

公 告

条件付一般競争入札を行うので、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成7年7月18日

鳥取県知事 西 尾 出 次

- 1 工事名
ふれあい農業学園管理教育棟他新築工事
- 2 工事場所

東伯郡関金町大字大鳥居

3 工事概要

(1) 規模、構造等

ア 国際農業交流館棟、畜産教室棟、四阿棟及び雑用ホップ室棟

鉄筋コンクリート一部木造4階建等

建築面積 約1,677㎡

延べ床面積 約2,495㎡

イ 学生寮棟、食堂棟、機械室棟及びシンボルタワー棟（以上、指定部分 1）

鉄筋コンクリート造3階建等

建築面積 約1,334㎡

延べ床面積 約2,363㎡

ウ 管理教育棟、体育館棟、渡廊下棟、資材庫棟、格納庫棟、農機具格納庫棟、整備舎棟、自転車置場棟、バス車庫棟、グラウンド収納庫棟、屋外便所棟A（2棟）、

屋外便所棟B及びデニスコート収納庫棟電気室棟（以上、指定部分 2）

鉄筋コンクリート一部木造2階建等

建築面積 約3,297㎡

延べ床面積 約3,250㎡

エ 既存建物解体工事一式

外構工事一式

(2) 用途 学校、寄宿舎等

(3) 工事種別 新築

4 工期

平成7年10月から平成9年8月31日まで（予定）

ただし、指定部分1に係る工事は平成8年12月31日まで（予定）、指定部分2に係る工事は平成9年2月28日まで（予定）とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

建築一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。

建築一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。

建築一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。

<p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県外に本店を有する者1者と県内に本店を有する者2者による組み合わせとする。</p> <p>ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。</p> <p>エ 本工事に監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における建築一式工事の総合数値が1,500点以上であること。</p> <p>(ロ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(ホ) 平成7年7月18日(火)から同年9月1日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(ハ) 平成2年度以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート一部木造で延べ床面積8,000㎡以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、</p>	<p>すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(ホ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 平成2年度以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート一部木造で延べ床面積8,000㎡以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者</p> <p>(ウ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(ロ) 平成7年7月18日(火)から同年9月1日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(ホ) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(ハ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>
---	--

6 設計図書の閲覧場所等

- (1) 閲覧場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管轄課
- (2) 閲覧日時
平成7年7月18日(火)から同年8月31日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで。
- (3) その他
入札説明書による。

7 入札説明書の交付

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。

- (1) 交付期間
平成7年7月18日(火)から同月31日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- (2) 交付場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係
- 8 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出
この条件付一般競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により申請書及び資料を持参の上提出しなければならない。
 - (1) 提出期間
平成7年7月18日(火)から同月31日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで。
 - (2) 提出場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係
 - (3) その他
提出の際には、入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒(表に申請者の

住所及び氏名を記載し、簡易書留料金を加えた料金(430円)の切手をはった長3号封筒)を申請書と併せて提出すること。

9 入札手続等

- (1) 入札執行の日時
平成7年9月1日(金) 午後2時
- (2) 入札執行の場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎7階 第28会議室
- (3) 入札の方法
入札者又はその代理人が入札書持参の上提出すること。なお、郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 入札に当たったの留意事項

- ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。
- ウ 入札に参加する者が1社(名)のときは、入札を行わない。
- エ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。
- オ 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。
- カ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)及び入札説明書に定めるところによる。

10 入札後の留意事項

- (1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した

届出書を提出すること。

- (2) 請負契約の締結に当たっては、契約保証金は免除する。
- (3) 請負契約の締結に当たっては、落札者と同等以上の工事の施工能力を有する工事完成保証人を立てなければならぬ。

- (4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払い及び同規則第65条第1項に規定する部分払いについては、入札説明書によるものとする。

11 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）であること。
- (2) 申請書その他の提出された資料は、返却しない。
- (3) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。
- (4) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

ふれあい農業学園管理教育棟他新築機械設備工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成7年7月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 ふれあい農業学園管理教育棟他新築機械設備工事
- (2) 工事場所 東伯郡関金町大字大鳥居
- (3) 工事内容

農業を明るく夢あるものにするなど21世紀の新しい農業の在り方を求めた「ふれあい農業学園構想」の一貫として、鳥取県は、現在の農業大学校を全面改築し、本来の目的である次代の農業の担い手の養成と農業者の研修を行う教育・研修の場と

しての農業大学に、農業を通して国際交流を行う国際交流の場とたれでも農業に親しみ農業の体験が出来る生涯学習の施設を併設し、3つの機能を持つふれあい農業学園を新築するものである。

ア 教育・研修施設は管理教育棟、体育館棟、学生寮棟などからなり、全寮制学生の教育・研修を行う施設である。

イ 国際交流施設は環日本海を中心とする諸外国の農業研修生と一般農業研修者・農業体験者との研修及び交流の場となる施設である。

ウ 生涯学習施設はいこいの森、ふれあい広場、ふれあい牧場などからなり、大学校内の実習施設や農業・運動施設などとともに一般開放し、生涯学習の場として提供する施設である。

エ 建物の規模及び構造

(ア) 国際農業交流館棟、畜産教室棟、四阿棟及び雑用水ポンプ室棟
鉄筋コンクリート一部木造4階建等
建築面積 約1,677㎡
延べ床面積 約2,495㎡

(イ) 学生寮棟、食堂棟、機械室棟及びシンボルタワー棟（以上、指定部分1）
牛舎棟、乾燥ハウス棟、堆肥舎棟
鉄筋コンクリート造3階建等
建築面積 約2,902㎡
延べ床面積 約3,834㎡

(ウ) 管理教育棟、体育館棟、渡廊下棟（以上、指定部分2）
資材庫棟、格納庫棟、農機具格納庫棟、整備舎棟、自転車置場棟、バス車庫棟、グラント収納庫棟、屋外便所棟A（2棟）、屋外便所棟B、テニスコート
収納庫棟電気室棟
鉄筋コンクリート一部木造2階建等
建築面積 約3,297㎡
延べ床面積 約3,250㎡

<p>(4) 用途 学校、寄宿舎等</p> <p>ア 本 工 事</p> <p>衛生器具設備 節水型大小便器ほか、厨房機器設備</p> <p>給排水設備 上水（高置水槽方式）、公共下水道（分流式）、雨水（水路自然放流式）</p> <p>農業用水設備 地下受水槽方式、加圧給水方式</p> <p>消 火 設 備 屋内消火栓設備</p> <p>給 湯 設 備 局所方式、中央方式（真空式温水機）</p> <p>ガ ス 設 備 L P G</p> <p>空調調和設備 吸収式冷温水発生機、ダクト併用ファンコイル方式、ファンコイル方式、空冷ヒートポンプパッケージ</p> <p>床 暖 房 設 備 温水床暖房（真空式温水機）</p> <p>換 気 設 備 第1種換気方式、第3種換気方式</p> <p>自動制御設備 デジタル式</p> <p>イ 別途発注予定工事</p> <p>建築工事、電気設備工事及び植栽工事</p> <p>(5) 工 期</p> <p>平成7年9月から平成9年8月31日（予定）</p> <p>ただし、指定部分1に係る工事は平成8年12月31日（予定）まで、指定部分2に係る工事は平成9年2月28日（予定）までとする。</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結</p>	<p>成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。</p> <p>ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。</p> <p>エ 本工事に専任の監理技術者を配置することができること。</p> <p>オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法（昭和24年法第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における管工事の総合数値が1,300点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（管工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 平成7年7月18日（火）から同年9月1日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(カ) 平成2年度以降に、管工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造・延べ床面積7,000㎡以上）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(キ) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造・延べ床面積7,000㎡以上に限る。）に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p>
---	---

<p>(ク) 中国地区内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(フ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ク) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ケ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（管工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(ニ) 平成7年7月18日（火）から同年9月1日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(ホ) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事（鉄筋コンクリート造・延べ床面積300㎡以上に限る。）に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(ヘ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(ハ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出 技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成7年7月18日（火）から同月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p>	<p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成7年7月18日（火）から同月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は持参のうえ提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	--